



清水町景観計画

みんなで作ろう 柿田川の流れる美しい庭のまちプラン

【概要版】

平成 29 年 6 月
清 水 町

清水町景観計画とは…？

清水町景観計画は、景観法に基づく計画であることに加え、清水町における景観の目標や方向性を示す景観づくりのマスタープランの役割を兼ねる計画です。

清水町における景観づくりの目標や基本方針を示すとともに、町民・事業者・行政がひとつとなり、景観づくりに取り組む指針として活用していきます。

景観づくりの目標と基本方針

～清水町ではこんな景観づくりを目指します～

豊富な湧水からなる美しい柿田川の景観は、清水町を象徴する宝物です。そのまわりには草花や樹木に彩られた穏やかな人々の暮らしの景観が広がり、遠くには富士山をはじめとした山々を眺望することができます。

清水町全体が、山々のふもとに広がり、美しい柿田川が流れる、みどり豊かな庭のようです。このような環境の中で、その美しさを守り・活かす景観を、町に暮らすみんなで作っていくことにより、こちよく、住み続けたい美しいまちを目指します。

景観づくりの目標

みんなで作ろう 柿田川の流れる 美しい庭のまち

基本方針

町全体で
大きな庭をつくる

基本方針 1
柿田川などの
美しい自然の景観を
守り・活かそう
—自然の景観—

基本方針 2
町の歴史を伝える
景観を大切にしよう
—歴史と文化の景観—

地域で
中くらいの庭をつくる

基本方針 3
交流の中心となる公共
施設景観をつくろう
—公共施設の景観—

基本方針 4
人々が行き交う
沿道景観をつくろう
—道路沿道の景観—

ひとりひとりが
小さな庭をつくる

基本方針 5
みどりの庭が
つながる住宅地の
景観をつくろう
—住まいの景観—

基本方針 6
周辺環境に調和する
産業景観をつくろう
—商業地・工業地の景観—

■基本方針 1 柿田川などの美しい自然の景観を守り・活かそう

清水町を象徴する柿田川の景観を守り、多くの人に広く PR するとともに、特徴となる河川・水辺の景観、富士山や徳倉山などの眺望景観を守り、活かすことで、暮らしの中で自然の美しさを楽しめる景観づくりを進めます。

①柿田川の景観を守り・そのすばらしさを広く伝えよう

こんな景観を大切にします



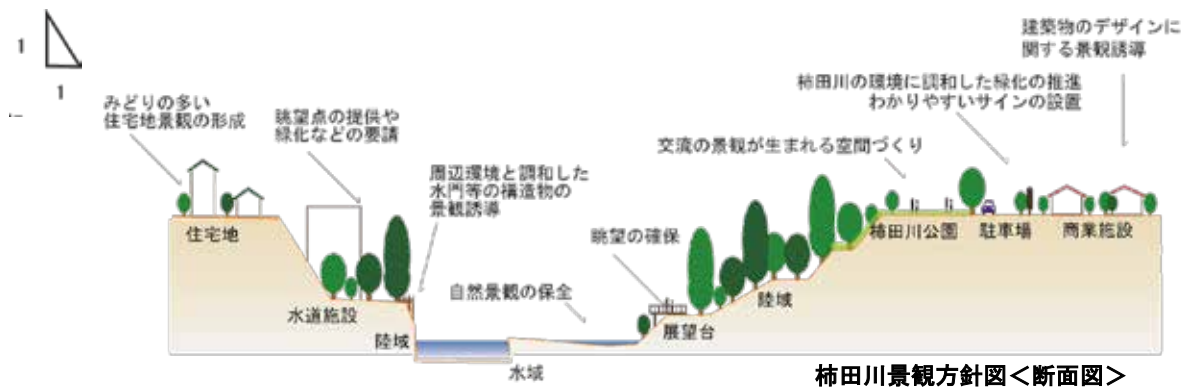
↑ 柿田川の景観は清水町を象徴する美しい景観です



↑ 湧き間は、湧水の豊かさと美しさを感じることができます



↑ 公園部分は自然の中で多くの人が憩い、楽しむ景観となっています



②狩野川・黄瀬川・境川などの河川や水辺の景観を守り・活かそう

③富士山や徳倉山などの眺望景観を守り・活かそう

④社寺林などの身近な樹林地景観を守り・活かそう

⑤田園景観を守り・活かそう

⑥水辺とみどりの景観ルートをつくろう

こんな景観を大切にします



↑ 香貫大橋からは狩野川の流れと富士山を眺めることができます



↑ 境川沿いには社寺が点在し、社寺林による樹林地景観が形成されています



↑ 昔ながらの農作業の風景が見られます

■基本方針2 町の歴史を伝える景観を大切にしよう

農業の営みから発展した町の歴史や旧東海道の歴史を伝える景観を大切に、暮らしの中で、歴史に想いをはせることができる景観づくりを進めます。

①旧東海道の歴史を伝える景観を大切にしよう

②農村集落の歴史を伝える景観を大切にしよう



こんな景観を大切にします

←間口の狭い敷地の奥に建物が建てられ前面に松などの植栽がある住宅が連続しています

庭先がよく手入れされた樹木が落ち着いた景観をつくりあげています→



■基本方針3 交流の中心となる公共施設景観をつくろう

役場庁舎や公民館等の公共建築物や道路、公園などの公共施設の空間において、町の景観を先導する景観づくりを進めます。また、地域の庭として、多くの人が集い交流する景観が創出される空間づくりを進めます。

①多くの人が集う中心拠点の景観をつくろう

②景観づくりのモデルとなる公共建築物の景観を整えよう

③町への愛着を育む学校や公園の景観をつくろう



こんな景観づくりを進めます

←街路樹の植栽と駐車場の接道部の緑化により、みどりの多い景観となっています

学校の緑化を図ります→



■基本方針4 人々が行き交う沿道景観をつくろう

国道1号などの重要路線や、旧街道などの歴史ある道路、商業機能の集積した道路など、道路の役割に応じた沿道景観づくりを推進します。

①町の玄関口となる沿道景観をつくろう

②町の骨格となる道路の沿道景観を整えよう

③地域のシンボルとなる沿道景観をつくろう



こんな景観づくりを進めます

←国道1号沿道の柿田川公園の樹林地は清水町をアピールする空間となっています

湧水公園通りに面した商業地の接道部は花やみどりによる景観形成を図ります→



■基本方針 5 みどりの庭がつながる住宅地の景観をつくろう

人々が美しく整えた家が並び、様々に植栽されたみどりの庭がつながる清水町の住宅地景観をさらに磨き、住宅都市としての魅力に満ちた景観づくりを推進します。

- ①地域の魅力を活かし、周囲と調和した住宅地景観をつくろう
- ②秩序ある住宅地景観をつくろう
- ③一人ひとりが庭などの住宅地のみどりづくりに取り組もう



↑住宅地内から富士山の見える風景を大切にします

オープン外構とし、敷地の境界を緑化すると、広がりある景観とすることができます↓



↑道路沿いにみどりを植栽するなど、周辺環境に配慮します

こんな景観づくりに協力してください

■基本方針 6 周辺環境に調和する産業景観をつくろう

周辺の環境との調和に配慮するとともに、町への活力を生み出すそれぞれの産業の特性に応じた景観づくりを推進します。

- ①魅力ある商店の景観をつくろう
- ②にぎわいの生まれる商業地の景観をつくろう
- ③統一感ある卸団地の景観を整えよう
- ④周辺環境に調和する工業地の景観をつくろう

導入路に花を植栽すると華やかな景観が演出できます→



↑和風の意匠を用いることで、周辺と調和を図りつつも個性的な景観が演出できます

こんな景観づくりに協力してください



←建物をセットバックした空間を緑化すると、みどり豊かな空間が生まれます

事業者と地域住民が協力するとみどりによる良好な景観が形成されます→





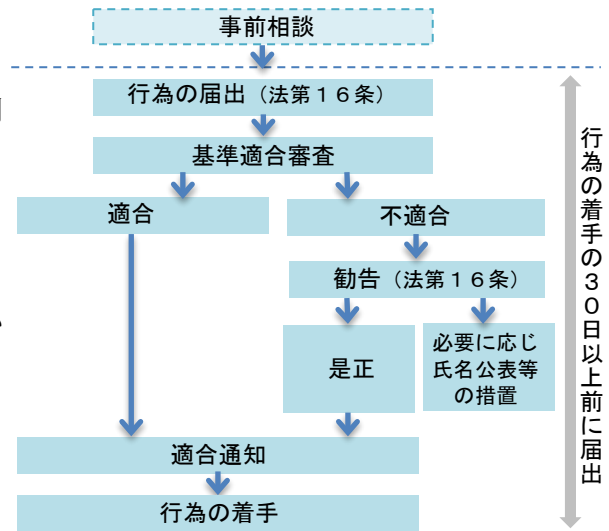
届出行為 ～景観に大きく影響する行為について届出をお願いします～

景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為等について、事前相談及び届出制度により景観誘導を図ります。

下表に定める届出対象行為を実施する場合は、届出をお願いします。

行為の届出は右の流れに従って行います。

届出行為ごとに、景観形成基準を定めていますので、ご協力をお願いいたします。



対象区域	届出対象行為
用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	ア. 建築物の新築、増築、改築又は移転、外観の1/2以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1000㎡以上、又は高さが15mを超えるもの（ただし、自己の居住の用に供する専用住宅は除く） イ. 工作物の新設、増築、改築又は移転、外観の1/2以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1000㎡以上、又は高さが15mを超えるもの
上記以外の地域	ア. 建築物の新築、増築、改築又は移転、外観の1/2以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1000㎡以上、又は高さが10mを超えるもの（ただし、自己の居住の用に供する専用住宅は除く） イ. 工作物の新設、増築、改築又は移転、外観の1/2以上を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、建築物等の敷地面積又は延べ床面積が1000㎡以上、又は高さが10mを超えるもの
町全域	ア. 同一の者が一団の土地で行う5以上の専用住宅の新築（分譲住宅） イ. 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で面積が1000㎡以上のもの ウ. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で面積が1000㎡以上のもの

建築物や工作物の景観形成基準【色彩】

□建築物の外壁や屋根等の外観は、日本工業規格Z8721（色の表示方法—三属性による表示。以下、マンセル値と呼ぶ。）において、以下のとおりとする。

色相	彩度
0R～10R	4.0以下
0YR～5Y	6.0以下
上記以外の有彩色	2.0以下

□ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・表面に着色していない木材や石材などの自然素材、レンガ、土壁、コンクリート等の素材により仕上げられる場合
- ・各壁面の見付面積の10分の1未満の範囲で、アクセントカラーとして低層部に効果的に使用される場合
- ・法令や条例などで基準が定められている場合
- ・町長が特別の理由があると認める場合

景観形成重点地区指定の方針

景観形成重点地区指定の方針は以下の通りです。将来的に、先導的かつ重点的に景観形成を図るべき地区を「景観形成重点地区」として指定します。

- ・ 町民や来訪者に親しまれている地区
- ・ 清水町の自然や歴史、文化、暮らしなどを伝える、町を象徴する地区
- ・ 予定されている事業があるなど効果的な景観づくりの方策が必要である地区

■景観形成重点地区
指定候補

【柿田川周辺地区】

景観重要建造物・景観重要樹木指定の方針

地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物(建築物、工作物)及び樹木について、以下のいずれかに該当するものを景観重要建造物・景観重要樹木として指定を進めていきます。

- ・ 地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの
- ・ 清水町の自然や歴史、文化、暮らしなどを伝える地域を象徴するもの
- ・ 特徴ある意匠を有しているもの(景観重要建造物のみ)
- ・ 町民に親しまれているもの



■景観重要建造物
指定候補
【戸田屋敷】



■景観重要樹木
指定候補
【旧東海道沿いの松並木】

計画実現のための様々な方策

町民の主体的な景観まちづくりを進めるための方策

景観まちづくりに関する情報発信、PR、学ぶ機会の充実/
景観まちづくりの支援の充実/表彰制度等の創設

先導的に清水町らしい景観整備を進めるための方策

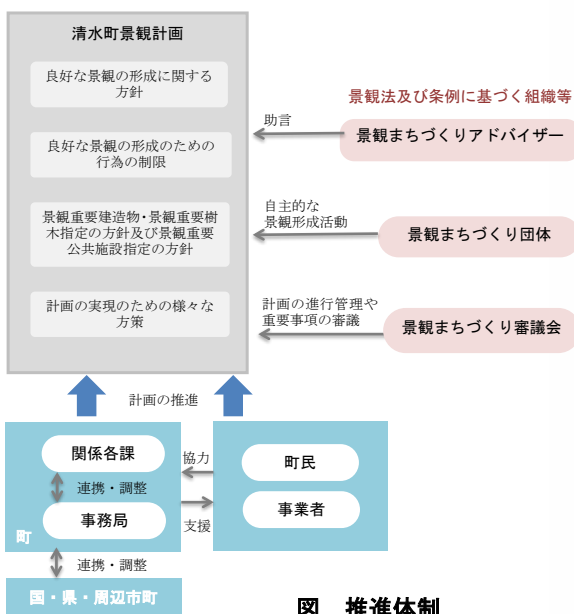
景観資源及び眺望点マップの作成/景観社会実験の実施/モデルとなる景観整備の推進/
景観ガイドラインによる緩やかな誘導

他分野と連携した景観まちづくりを進めるための方策

自然環境の保全と緑化の推進/屋外広告物の規制と誘導

計画の推進体制と進行管理

町民、事業者、行政が協働により、良好な景観づくりを推進します。また、協働で景観形成を推進する環境づくりを進めます。また、適切な進行管理により、本計画の実現性を確保します。



景観づくりに興味のある方は、
こちらまでご連絡ください

清水町景観計画 平成 29 年 6 月

清水町都市計画課

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1

電話：055-973-1111 (代表)